

(明治百年記念県行造林)

# 新潟県第二次県行造林事業実施規程

昭和 36 年 4 月 1 日 新潟県告示第 386 号  
令和 4 年 2 月 14 日 林第 984 号 一部改正

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、県が人工林の造成により広く造林の普及を図り、その模範を示しあわせて治山治水に資するため収益の分収を目的とした契約により公有林野、共有林野及び私有林に造林事業を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(地上権の設置等)

**第 2 条** 造林は、県が土地所有者と地上権の設定契約をし、地上権を取得した土地（以下「造林地」という。）について行うものとする。

(地上権の存続期間)

**第 3 条** 造林地の地上権の存続期間は、50 年とし、地上権の地代は、無償とする。

- 知事は、地上権の設定について登記を行うものとする。
- 県は、事情の変更により契約の全部又は一部の解約を必要とする場合は、土地所有者と協議して造林地の地上権を解除することができるものとする。
- 県は、契約の目標達成上特に必要ある場合には、土地所有者と協議のうえ地上権の全部又は一部についてその期間を延長することができるものとする。
- 県は、造林地に植栽された樹木（以下「造林木」という。）の一部主伐を行い、造林木の搬出が完了したときは、契約の目的達成上支障のない限り、その土地に対して土地所有者の使用を認めるものとする。

(造林等を行う者)

**第 4 条** 新植、補植及び保育その他造林上必要な行為は、県が行うものとする。

(費用の負担)

**第 5 条** 前条の規定による費用は、別に定めるものを除くほか、県の負担とする。

- 造林地に対する公租公課は、土地所有者の負担とする。

(造林木の所有)

**第 6 条** 造林木は、県の所有とする。

(収益の分収割合)

**第 7 条** 造林木を処分した収益は、次の割合で分収する。

県	100 分の 60
土地所有者	100 分の 40

- 2 前項の収益は、間伐木及び主伐木の収入金から必要経費（伐木、造材及び運搬並びにこれが実施に伴う調査等に要した経費で別に定まるもの）を控除した額とする。
- 3 造林地の地上権及び造林木に関して第三者かた受けるべき賠償金又は保証金その他これに類するものがあるときは、その請求手続きは県は行いこれに対する分収は、その調査及び請求書に要した費用を控除して第1項の収益分収の割合に準じてこれを行う。（造林敵地選定の基準）

**第8条** 造林敵地の選定は、次の基準により行う。

- 1 造林地の面積が一団地 5ha 以上であること。
- 2 土地所有者の権利が明らかであり、かつ、第三者の権利設定が行われていない土地であること。
- 3 針葉樹人工林を造成するに適当な立地条件を有する土地であること。
- 4 地理的に部落から 5km、県道から 10km の範囲内にある土地であること。

（造林契約）

**第9条** 造林契約を希望する土地所有者は、契約申込書を知事に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申し込みを受けた場合において、前条の規定による造林敵地選定の基準により適当と認めるときは、契約を締結するものとする。

（保険加入）

**第10条** 造林木に対する不時の災害に備えるため、植栽後 10 年次まで、全部の造林木について県の名義で森林国営保険に加入契約を行うものとする。

（災害等の場合の再造林の協議）

**第11条** 火災、天災その他当事者の責めにならない災害等により造林地の全部又は一部について、再造林をしようとするときは、当事者間で協議する。

- 2 再造林を行うことについて協議が整わないときは、契約の全部又は一部について効力を失うものとする。この場合において、県が受領した保険金がある場合においては、当該保険契約に対する既納の掛金を控除して、第7条第1項の収益分収の割合に準じてこれを分収の割合に準じてこれを分収するものとする。

（主伐、間伐の処分）

**第12条** 造林木の主伐及び間伐の処分は、県がその時期処分予定価格及び処分の方法を定めて行う。

（産物の採取及び処分）

**第13条** 造林地の落葉、落枝、下草、菌たんその他の副産物については、造林木の育成に支障のない限り、県が処分するものとする。

- 2 前項の規程による処分収益は、県の収入とする。

（天然に生育した樹木等）

**第15条** 造林に着手したのち天然に生育した樹木又は造林に着手する前から存立する

樹木は、土地所有者と協議して特約した場合を除くほか造林木とみなす。

(土地所有者権の移動)

**第16条** 造林地の所有権が移動し、又は担保に供したときは、当該土地の登記簿謄本を添えて、知事に届け出るものとする。

(土地の使用)

**第17条** 造林地の土地の使用を希望する者は、土地使用申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

(土地所有者の協力)

**第18条** 土地所有者は、次に掲げる事項について県に協力するものとする。

- 1 火災の予防及び消防
- 2 盗伐、誤伐、侵墾その他加害行為の予防及び排除
- 3 有害鳥獣及び病虫害の予防及び駆除
- 4 境界標その他標識の保全
- 5 労務の調達

2 土地所有者は、造林地に前項第1号から第4号までに定める事項に異常を認めたとときは、県行造林管理人と協力して必要な処置をとるものとする。

(契約の失効)

**第19条** この規定により締結された契約は、公用又は公益事業のため造林地全部又は一部を造林の目的に使用することができなくなったときは、その全部又は一部について効力を失うものとする。

(土地の返還)

**第20条** 県は、地上権消滅のときは、その土地を地上権設定以前の原状に服することなく土地所有者に返還するものとする。

(台帳の備付け)

**第21条** 知事は、契約書、県行造林契約台帳、造林地の実測図等必要な簿冊を備え付けるものとする。

(書類の様式)

**第22条** 申請書、届出書、台帳等の書類の様式は、次のとおりとする。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1 第9条第1項の規定による造林契約申込書    | 別記第1号様式 |
| 2 第9条第2項の規定による契約書        | 別記第2号様式 |
| 3 第16条の規定による土地所有者権の移動届出書 | 別記第3号様式 |
| 4 第17条の規定による土地所有者申請書     | 別記第4号様式 |
| 5 第21条の規定による県行造林契約台帳     | 別記第5号様式 |
| 6 第21条の規定による造林地の実測図      | 別記第6号様式 |

**第23条** この規定により知事に提出する書類は、造林が林業事務所の所管区域内にあるものにあつては、当該林業事務所長を経由し、その他の区域にあつては、直接知事に提

出しなければならぬ。